

令和7年度 高齢運転者安全教育研修助成金交付要綱

令和 7 年3月31日制定
一般社団法人兵庫県トラック協会

(目 的)

第1条 一般社団法人兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)は、一定の年齢に達した運転者(高齢運転者)の視力・反射神経等身体的機能低下を起因とした事故の増加が、今後増加していくことが予想されることから、高齢運転者を対象とした安全運転研修の受講促進を図ることにより、事故防止に資する事を目的とする。

(助成対象)

第2条 会員で兵庫県内の事業所に所属する 65 才以上の運転者が、兵ト協の指定する研修を受講する場合、その費用を助成する。

(助成対象研修)

第3条 助成対象となる研修は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修施設名称:はりま交通研修センター
施設住所:兵庫県高砂市春日野町 2-60
- (2) 研修は、別表に定めるとおりとする。

(研修実施条件)

第4条 研修受講人数の定員は2名で、受講申込が、開催日の1週間前に2名の申込があった場合のみ開催し、1名のみであった場合は、研修会を開催しない。

(助成額)

第5条 助成額等は、次のとおりとする。

- (1) 研修会参加費用の全額
- (2) 助成の対象上限は 1 社につき4名までとする。

(施設の申込み)

第6条 受講申込については、次のとおりとする。

- (1) 会員は、別紙1により協会に申込みものとする。
- (2) 同一日の申込が 2 名を超えた場合は、事務局が調整を行うものとする。

(申請受付期間)

第7条 申請期間は、令和7年4月1日から令和8年3月10日までとする。

(その他)

第8条 本要綱に記載のない事項については、協議し対処する。

(附則)

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。